

令和3年度第7回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和3年10月25日(月)

開会 午前10時00分 閉会 午前10時27分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (高内委員) (桑田委員)

4 会議録の承認

令和3年度第6回会議録署名委員 (青田委員) (高内委員)

5 教育長報告

6 議 事

議案第35号 朝来市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程について

議案第36号 朝来市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する規程について

7 報告事項

(1) 修学旅行及びトライやる・ウィークの日程について

(2) 令和4年度保育園・こども園・学童クラブの入所受付開始について

令和3年11月1日(月)～30日(火)まで

(3) 教育委員会行事予定について

(4) 次回教育委員会の日程について

日時：令和3年11月18日(木)午前10時00分

場所：朝来市役所 本庁舎401会議室

8 閉 会

9 出席委員 教 育 長 千歳 誠一郎

教育長職務代理者 青田 勉

委 員 桑田 まゆみ

委 員 足立 武裕

委 員 高内 祥子

10	出席職員	教育部長	藤原	直樹
		教育次長兼文化財課長	桐山	俊行
		学校教育課課長	松本	昭浩
		学校教育課課付課長	岩野	智哉
		学校給食センター所長	白髭	徹
		こども育成課課長	夜久	隆亮
		学校教育課課長補佐	安保	和人
		学校教育課課長補佐	藤本	真由美

朝来市教育委員会会議録

令和3年度第7回定例委員会（令和3年10月25日）

開会 午前10時00分

○ 千歳教育長

おはようございます。ただいまから、令和3年度の第7回朝来市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は4名の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議に出席する職員でございますけれども、藤原教育部長、桐山教育次長兼文化財課長、松本学校教育課長、岩野学校教育課課付課長、白髭学校給食センター所長、夜久こども育成課長、安保学校教育課課長補佐、藤本学校教育課課長補佐、以上8名でございますので、よろしくお願ひします。

次に、次第の3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、高内委員と桑田委員をお願いいたします。

次に、次第4の会議録の承認に移ります。

令和3年9月30日に開催いたしました令和3年度第6回朝来市教育委員会定例会の会議録につきましては、委員の皆様事前に配付しておりますけれども、何かお気づきの点等はないようでしょうか。

ないようでございますので、前回の会議録は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 千歳教育長

異議なしと認めます。それでは、第6回定例会の署名を青田委員と高内委員をお願いいたします。

（会議録署名）

○ 千歳教育長

次第5の教育長報告に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

資料説明

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はないようでしょうか。

ないようですので、次に議事に入ります。

まず、議案第35号、朝来市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、議案第35号、朝来市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改

正する規程について、説明させていただきます。

資料は2ページを御覧ください。

今回の改正は、この規程の根拠となります法令が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第3項の規定に基づくとされていますが、同法律第25条第4項が正しいため、所要の改正を行うものです。

資料3ページ、新旧対照表を御覧ください。

左側に現行の規程、右側に改正案を記載しております。改正する箇所は1カ所だけです。

第1条、趣旨に規定しております「第26条第3項」を「第25条第4項」に改めます。この教育長の権限に属する事務の委任に関する規程ですが、資料4ページに現行の規程を資料としてつけていますので御覧ください。

教育長の権限に属する事務のうち、学校長に委任する事務を規定しています。

第2条に学校長へ委任にする事務とし、事務分担の決定、有給休暇の承認、時間外勤務の命令など、学校内での事務につきまして委任をするものでございます。この根拠となる法律が先ほど説明いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定となっています。

法律第25条第4項ですけれども、教育長は、その権限に属する事務の一部を事務局の職員もしくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は臨時に代理させることができるとなっていますので、この根拠法令に基づいて事務を委任することになります。

この規程の施行期日ですが、本日の定例教育委員会での審議、承認後に施行することとなります。

以上で、議案第35号、朝来市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第35号、朝来市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第36号、朝来市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する規程について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、議案第36号、朝来市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する規程につきまして、説明させていただきます。

資料は5ページからになりますが、現行の規程を18ページ、19ページにつけておりますので御覧ください。

この財務事務取扱規程は、第1条の趣旨のとおり、朝来市立小学校及び中学校における予算、経理、物品管理、施設・設備の整備、学校徴収金の事務などにつきまして、適正に執行するために必要な事項を定めております。

第2条には、事務の執行に当たりまして、校長は、学校における財務事務を総括し、事務の適正な執行を図ることとしております。また、学校事務職員は、校長の監督のもと、財務事務を行うこととなっております。

今回の改正ですが、多くの条文を改正しておりますけれども、主要な改正点は2点でございます。1つは、給食費についてでございます。第22条の学校徴収金事務の第4号に給食費とありますが、現在、給食費は市で徴収することになっておりますので、今回この規程から削除するというものでございます。それから、もう1つは備品管理状況の報告、点検に関する規定を新たに追加するというものでございます。そのほかに条文中及び様式中の文言等を整理しまして所要の改正を行っております。

それでは、資料11ページ、新旧対照表を御覧ください。

左側に現行、右側に改正案を記載しております。

第1条は、「財務規則の規定に基づき」を「財務規則に定めるもののほか」に改正します。これは、朝来市の財務に関する取扱は、財務規則に基づいて行っております。その財務規則に定めるもののほか、小中学校の財務事務について必要な事項を定めるということが一般的な表現ですので、そのように改正します。

それから、第14条、第15条は、備品の受入れ、払出しについての規定です。「教育長に申請し、承認を受ける」、また、「物品取扱担当者」を「物品取扱事務担当者」に改正します。

次に、12ページを御覧ください。

第16条は、物品の修繕について、修繕届、修繕願を教育長に届け出ることとします。教育に関する予算の執行、財産の取得や処分につきましては、教育委員会事務局職員が執行するため教育長に届け出ることとしております。

次に、第18条は、「物品取扱担当者」を「物品取扱事務担当者」に改正します。

第19条は、備品の管理状況の報告等としまして、新たに条文を追加しております。内容は物品取扱責任者である校長は、備品を定期的に物品取扱事務担当者である学校事務職員から管理状況の報告を求め、必要に応じて備品が適切に管理されているかを点検しなければならないと規定しております。

この条文を追加した理由ですけれども、学校備品を適切に管理するということ、それから非違行為の防止といったことも含めまして、新たに条文の追加をしております。

次に、13ページを御覧ください。

第21条は、第16条の「物品の修繕」に関する規定を「施設の修繕」に準用することとしております。

第 22 条は、学校徴収金事務のうち給食費は市が徴収するため、この規程から削除します。14 ページからは様式の改正でございます。

第 1 号は、上段部分の決裁欄の教育部長、課長などの職名を削除しております。これは必要に応じて職名を記載できるようにするためでございます。また、その下に「物品を取得したので報告します」とありますが、この様式は取得申請書ですので、「取得してよろしいか」に文言を修正しております。一番下の米印ですけれども、「教育委員会事務局が記載する。教育長の指示等がある場合」に改正しております。

資料 15 ページ以降の、様式第 2 号、第 3 号、第 4 号につきましても、同様に決裁欄や「教育委員会」から「教育長」への改正をしております。

最後にこの規程の施行期日ですが、本日の定例教育委員会での審議、承認後に施行することとなります。

以上で、議案第 36 号、朝来市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する規程についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、この件は異議なしと認めまして、議案第 36 号、朝来市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する規程については、原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事は終わりました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告（1）修学旅行及びトライやる・ウィークの日程について、学校教育課から報告をお願いします。

○ 岩野学校教育課課付課長

資料の 20 ページを御覧ください。

先ほど、教育長報告の中で、市のコロナ対策本部会議ということがありましたが、10 月 21 日まで兵庫県としましては、時短要請等ということで県独自措置を取っておりました。それに伴いまして様々な制約もありましたが、22 日から新しい県独自措置になっております。学校教育の中では大きな変更はありませんが、それに基づいて様々な行事が行われております。修学旅行の日程に入るまでに、現在のそういう行事等の制約について先にお話をさせていただきます。

県も市もほぼ一緒ですけれども、教育活動については十分な感染防止対策を実施した上で行うということを基本としております。県外での活動、修学旅行を含むとなっておりますが、それは実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施するということが県の方針はなっております。市の方針もそれに準じております。

子供たちの健康観察につきましても、従来どおり徹底するとなっております。また、同居

の家族の方に発熱等の症状がある場合は、登校を見合わせるとなっております。これも継続して行っております。これにはワクチン接種後を含むとなっておりますので、ワクチン接種による発熱等の場合も登校を見合わせるようになっております。これは教職員も同様です。

部活動につきましては、十分な感染防止対策を実施した上で部活動を行うということで、平日で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度ということで、これは基本的に従来どおりに戻っておりますが、全ての活動が十分な感染防止対策を行った上でという条件付となっております。

それに伴いまして、修学旅行ですけれども、先ほどの「県外の活動」として実施されている最中でありまして。

現在、市内の4つの小学校、中川、枚田、東河、山口小学校が修学旅行を実施しております。今週、竹田小学校、梁瀬小学校が修学旅行の予定になっております。

また、中学校も今週、朝来中学校と梁瀬中学校が実施となっております。ただ、行き先につきましては、先ほどのいろいろな条件もありますし、それまでの状況から行けるところは非常に限られている中で、表のような行き先になっております。

また、中学校につきましては、従来ですと2泊3日でしたが、実施することを最優先しまして、全ての学校が1泊2日という日程になっております。小学校は従来どおり1泊2日になっております。中学校は、行き先が今までですと関東方面でしたが、非常に厳しいだろうとの予測のもと、表に上げておりますような行き先で計画をしております。

修学旅行につきましては、以上になります。

続きまして、トライやる・ウィークですけれども、先ほどのいろいろな感染防止対策を実施、あるいは発熱の場合は登校を見合わせるという条件を加味して、本日より市内4中学校の2年生がトライやる・ウィークを実施しております。事業所につきましては、9月末の段階で、延べ96事業所、実質93事業所で実施していただいております。

また、運動会につきましては、以前お示ししました日程で進んでおり、今週の糸井小学校が最後となります。

運動会の様子につきましては、今週の火曜日、10月26日からケーブルテレビで少しずつ放送されますので、もしお時間がありましたら観ていただきたいと思います。また、夜に順次、再放送される予定になっております。10月に実施した学校も子供たちの距離を十分取ることを優先しまして、保護者参観はなしという形で実施しておりますので、ケーブルテレビを観ていただくということで計画しております。

以上で報告(1)修学旅行及びトライやる・ウィークの日程についての報告を終わります。

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

○ 委員

修学旅行は4校終わっていますけれども、参加できなかった生徒はいらっしゃるんでしょ

うか。

○ 岩野学校教育課課付課長

特に細かい報告は聞いておりませんが、基本的に全員参加という前提でいっております。ただ全て同意書は取っていただくようにしております。やっぱり感染等いろいろな心配がありますので、保護者の同意の下で参加することになっております。

○ 委員

去年は、トライやる・ウィークの受入先が少なかったようですが、今年度はたくさん受入先があるということですか。

○ 岩野学校教育課課付課長

今までの事業所も、あるいは福祉施設も含めまして、それなりに受入れをしていただいております。9月に緊急事態宣言が解除されたときも、今のような状況になることが読めておりませんでしたので、感染状況が少しでもあれば受入をお断りしたいという事業所もあったようです。今はこういう状況なので何とか受入れていただいおり、子供たちも家族も含めてとにかく熱を出してはいけないということで、かなり体調管理には気を遣っているようです。

○ 千歳教育長

ほかに御質問等はございませんか。

それでは次に、報告の(2)令和4年度保育園・こども園・学童クラブの入所受付開始について、こども育成課から報告をお願いします。

○ 夜久こども育成課長

失礼します。資料はございませんけれども、次第にありますとおり令和4年度の保育園・こども園・学童クラブの入所受付を11月1日から開始いたします。一斉申込みにつきましては、11月30日の火曜日までの1カ月間として申込みを受け付けるということで、事務を進めていく予定としております。

以上で報告(2)令和4年度保育園・こども園・学童クラブの入所受付開始についての報告を終わります。

○ 千歳教育長

御質問等はございませんでしょうか。

次に、報告(3)教育委員会行事予定について、学校教育課から報告をお願いします。

○ 松本学校教育課長

それでは、報告(3)教育委員会行事予定につきまして報告させていただきます。資料の21ページを御覧ください。

本日10月25日から11月30日までの教育委員会行事予定を記載しております。

10月、11月には学校訪問の日程を入れております。委員の皆様にはお世話になりますが、よろしく願いいたします。

11月4日には、臨時議会が開催されます。11月29日月曜日から、12月議会が始まります。

また、11月25日木曜日に、東河小学校創立150周年記念式典が開催されます。

そのほか行事を記載しておりますので、御覧ください。

以上で、報告（3）教育委員会行事予定についての報告を終わります。

○ 千歳教育長

報告が終わりました。そのほか各課から報告事項はございませんでしょうか。

特に報告事項はないようでございますので、次回の教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○ 松本学校教育課長

それでは、次回の日程ですけれども、次第の7の報告事項（4）に記載しておりますとおり、11月18日の木曜日、午前10時から、場所は本庁401会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

次回の日程につきましては、以上でございます。

○ 千歳教育長

それでは、次回の令和3年度第8回教育委員会定例会は、11月18日の木曜日、午前10時から401会議室で開催しますので、御出席をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分